**市内公共施設利用に関するアンケート調査のお願い**

　日頃から、市政に対し、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

　須賀川市では、昨今の物価上昇に伴う施設維持費の高騰に対する対応や受益者負担の適正化及び公平性の確保の観点から、社会教育関係団体が施設を利用する際の、使用料減免割合の見直しを検討しております。

　この検討を進めるにあたり、社会教育関係団体の皆様方のご意見を参考とさせていただきたく、アンケート調査を実施します。

　お忙しいところお手数おかけしますが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

**ご記入にあたってのお願い**

１．調査票に団体名のご記入は不要です。調査結果は統計的に処理し、他の目的には使用しませんので、率直なお考えをご記入ください。

２．回答は、直接、この用紙にご記入ください。

　　設問は、あてはまる番号に「〇」をつける形式とあてはまる番号を選び、回答欄に記入していただく形式があります。また、「その他（　　　）」を選択された場合は、（　　　）の中に具体的な内容をご記入ください。

３．ご記入が終わりましたら、お手数ですが、須賀川市民交流センターtetteまでお持ちいただくか、本アンケート様式をホームページ上に掲載しておりますので、記入のうえ裏面のメールアドレスまで送付ください。

**期限：令和７年５月30日（金）まで**

**問１　団体の人数、年齢構成を教えてください。**

　　　２０歳未満　（　　　　）人　　　２０歳代　　（　　　　）人

　３０歳代　　（　　　　）人　　　４０歳代　　（　　　　）人

　５０歳代　　（　　　　）人　　　６０歳代　　（　　　　）人

７０歳代　　（　　　　）人　　　８０歳代以上（　　　　）人

合計人数　　（　　　　）人

**問２　過去１年間での貴団体の下記施設における利用状況を教えてください。**

　１．週に数回程度　２．月に数回程度　３．年に数回程度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 施設名 | 当てはまる番号に〇をつけてください。 |
| **(例)** | **〇〇〇センター** | **１　　２　　３** |
| １ | 東コミュニティセンター | １　　２　　３ |
| ２ | 西袋コミュニティセンター | １　　２　　３ |
| ３ | 稲田コミュニティセンター | １　　２　　３ |
| ４ | 小塩江コミュニティセンター | １　　２　　３ |
| ５ | 仁井田コニュニティーセンター | １　　２　　３ |
| ６ | 大東コミュニティセンター | １　　２　　３ |
| ７ | 岩瀬コミュニティセンター | １　　２　　３ |
| ８ | 長沼コミュニティセンター | １　　２　　３ |
| ９ | 須賀川市民交流センターtette | １　　２　　３ |
| 10 | コミュニティプラザ | １　　２　　３ |
| 11 | 牡丹会館 | １　　２　　３ |
| 12 | 風流のはじめ館 | １　　２　　３ |
| 13 | ふれあいセンター | １　　２　　３ |
| 14 | 文化センター | １　　２　　３ |
| 15 | 市民の森 | １　　２　　３ |
| その他 |  | １　　２　　３ |
| その他 |  | １　　２　　３ |

**問３　公共施設の維持管理等の経費は、市民の税金や利用者による使用料によって賄われております。現在、社会教育関係団体におきましては、問２記載の施設使用料について、減免（無料）としておりますが、将来にわたって安定した施設サービスを提供するために、使用料減免の見直しを行うことについて、あなたの考えに近いものはどれですか。（〇は１つ）**

　　　１．施設を長く維持して使用するために、一定の方針に基づき減免の見直しをすべきである。

　　　２．減免の見直しによって、負担が増加することはやむを得ないが、施設や備品の整備を行い、利便性の向上を図るべきである。

　　　３．施設や備品の整備が不十分であっても、減免の見直しをせずにこのまま据え置くべきである。

　　　４．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　５．わからない

**問４　使用料減免の見直しをする場合、どの程度まで負担してもよいと思いますか。（〇は１つ）**

　　　（例）使用料合計が１，０００円だった場合

　　　１．２５％負担（２５０円の支払い）

２．５０％負担（５００円の支払い）

３．７５％負担（７５０円の支払い）

４．その他（　　　　　　　　）

５．わからない

**問５　令和６年度中に公益的事業（別紙参照）を行いましたか。**

　　　１．行った

　　　２．行っていない

　　　３．わからない

**問６　施設を使用する際に、使用料の減免が行われるのは、公益的事業に関して使用するときのみであることを知っていましたか。**

　　　１．知っている

　　　２．知らない

**問６関連条例施行規則抜粋**

現在、下記の条例施行規則により施設使用料の減免を行っています。

使用料減免に関する条例施行規則

　市教育委員会が認める社会教育関係団体及び市に登録した市民活動団体が公益的事業に関して使用するとき　免除

**問７　その他、使用料減免の見直しにあたってのご意見や団体運営の課題等あ　ればご自由にお書きください。**

**以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。**

**提出先　須賀川市市民協働推進部生涯学習スポーツ課学習企画係**

**（須賀川市民交流センターtette内）**

**須賀川市中町４－１**

**電話　0248－88－9171　FAX　0248-73-4410**

**メール　s-gakushu@city.sukagawa.fukushima.jp**